

高潮浸水想定区域の指定に伴う避難情報の発令区域の設定について

平成27年7月の水防法改正を受け、大阪府より、令和2年8月5日に大阪湾沿岸(大阪府区間)を対象に、想定し得る最大規模の高潮による「高潮浸水想定区域」が指定されたことから、次のとおり、高潮に関する避難情報を発令する対象区域を新たに設定し、令和2年9月1日より運用を開始しています。

記

1. 浸水想定について

想定する台風：想定し得る最大規模の台風が、最悪の経路で大阪府域に接近

- 中心気圧 910 hPa
- 室戸台風経路(真北から40度傾けたもの)を基準に3経路の結果を重ね合わせたもの

浸水被害想定：浸水面積 11,912 ha (大阪市域の約半分)

浸水する行政区 20区

浸水深さ 最大で5m～10mの区分

浸水継続時間 最大で1週間以上

2. 避難情報の対象区域を設定した行政区

20区の内19区

北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区、城東区、阿倍野区、住之江区、**住吉区**、西成区

※ 鶴見区では、浸水深が浅い(床下浸水)ことから、発令区域としては、除外する。

※ 津波と同様に区単位で発令します。

3. その他

- ・住吉区の高潮浸水想定図については、別紙「水害ハザードマップ」(平成29年1月版)の追加について【住吉区】を参照
- ・避難情報の発令内容については、別紙「避難情報の発令内容(高潮)」を参照
- ・住吉区広報紙10月号及び大阪市ホームページに情報を掲載